



愛知県教育委員会教育長 様

2017年6月29日

住所

請願人 氏名

宮崎邦彦

## 1 請願の趣旨 経過

愛知県立高校が、愛知県高等学校体育連盟及び、文化連盟に「生徒・保護者から説明といえる説明もなく集めたお金を」を納入している分担金について、返金等を行い、公費等により納入にすることを求める請願。

- ① 2017（平成29）5月19日（行政文書開示請求により）、行政文書（資料1 入学料・学校諸費に納入について）を受け取りました。高校が生徒・保護者から集めるお金の中に「掛金」と項目がありました。これまで他の高校で、開示で受けた文書（資料4 入学料などの納入について 名南工業高校で受け取ったもの）にはない言葉でした。
- ② この文書（資料1）には、「高等学校体育連盟掛金」340 同様に、「高等学校文化連盟掛金」200 が記載されている。生徒全員から、340 円、と 200 円、集められているということである。今年度分はすでに納入されているといえる。  
しかし「掛金」（この場合説明のない積立金について）ということで生徒・保護者が納めなければならない根拠、理由はない。
- ③ なお、「愛知県高等学校体育連盟 資料5」および「愛知県高等学校文化連盟 資料5」、規約、および学校長への請求書（資料2, 3）等には生徒・保護者が「掛金」という名目で、納めなければならない根拠、理由は記載されていない。誤った項目であるから当然といえれば当然である。この文書（資料1）のなかにある項目だけで、これまで、国府高校は、一方的に、生徒・保護者に納入させてきていること事態問題である。
- ④ また、前記両連盟が、当事者に連盟の内容（資料5, 6）等、説明することもなく、生徒・保護者に連盟に納入をさせることが規約に、もし、記載してあるとしたらそのことも問題である。任意団体が、納入義務を強制、おしつけているということになる。これは愛知県の県立高校においてに納入が、生徒・保護者に強制的に、押し付けられているといえる。
- ⑤ 規約（資料5, 6）には、「学校分担金」という記載はあるが、生徒・（保護者）分担金という記載はない。両連盟は、任意団体ということである。その団体が、加盟、加盟の手続き、入会、入会の手続き、等の案内もなく、一方的に学校長に「生徒・保護者からお金を集めて」連盟にお金を納めさせることはできない。もしそのようなことがあれば不適切行為ということは明らかであり、会計面での県教育委員会事務局職員による監査で指摘されることは明らかである。しかしながら、これまで分担金「連盟費」納入に関しては、生徒・

保護者に文書での説明規約等含め、一切なく、納入後も、予算書、及び決算書等一切配布されていないということである（項目だけ知らせていたから説明していたということは、これも不適切な行為である）。本来、学校が、学校長が、分担するという事なら学校長は、生徒・保護者に分担金に関する説明もなく、納入させるのでなく、連盟へ納めることが必要なら、公費で何とかする。できないなら校長が支払うということが、任意団体に対する、対応ということである。これまで一方的に生徒・保護者からお金を集めて納入してきたこと事態、不適切であるといえる。国府高校は、誤った「掛金」という名目で集め、両連盟に、分担金ということで、納入してきている。

- ⑥ つまり、国府高校においては、これまで誤った名目（掛金）（資料 1）で、集金してきたとのことである。今年度分について、学校長が、「入学料・学校諸費の納入について」ということで今年 5 月に誤って集金し（掛金名目）そして、両連盟へ納入している（資料 7, 8）ことについて、本件請求人が確認した分については、

生徒・保護者に、経過の説明文を送るとともに、返金をすることが求められる。（請願人が関係者には、口頭で伝えた。現在まで具体的動きについての連絡等はない）

- ⑦ 両連盟、連盟への納金は部活動の大会に関することがもととなっていることが想定される。国府高校では、部活動の参加についてお聞きしたら「1 年生原則全員登録」ということであった。
- ⑧ 2 年生、3 年生で、部活動、加入していない生徒もいる、ということである。この連盟費が、部活動に加入しているということで、請求されているお金ということであれば、体育の部活動に参加している生徒は、340 円だけでいいのではないかといえる。もし部活動について、加入していなければ、連盟費に関する、お金は納めなくてもいいということになる。規約には、会計に関しては、明確ではない。この点は、任意団体ということで、規約等に問題があっても、学校長が自らの責任で、連盟に加わることを決められたとしたら、連盟に収めるお金も、自らのお金を納めてもらえば問題はない。実際は、連盟加盟決めるのは校長であっても、分担金のお金は生徒・保護者からということになっている。生徒・保護者は、毎年、説明、理由等もなくお金を取られているということである。
- ⑨ しかしながら、両方の規約（資料 5, 6 の会計についての部分）及び依頼文書（資料 2, 3）を読めば、生徒・保護者が全日制高校で 340 円、200 円生徒・保護者が払うことになっているのかいないのか、その点は触れていない。学校が（厳密に学校長が）、生徒一人当たりということで納めているという説明をされていると解釈するしかできない。学校（学校長）が、納入する

基準値が示されているにすぎないということである。

- ⑩ この規約と、学校長への依頼文書（資料 2、3）を、読むと、 $340 \times$ 生徒数と  $200 \times$ 生徒数ということは、学校長が納めなければならない、（連盟が云う）、算定基準であって、生徒・保護者が、納めなければならないということではない。もし生徒・保護者に請求するなら、生徒・保護者が加入、加盟したかどうか確かめもしないで、お金を納入させることはできないことは常識である。学校が加盟するか、しないは各学校の校長が、独断で決めているようであるから、連盟としては、校長が生徒から集めているという実態を知らないといえる。何ら責任はないという言い逃れはできる。しかし連盟の代表者 会長は県立高校の校長である。知らなかったですまされる問題ではない。
- ⑪ そもそも生徒・保護者の連盟加盟費（加入費）ということなら、加盟手続きを、まずしなければならない。しかし、規約には手続きの条項等ない。
- ⑫ 手続きがあったとしても、その前に生徒・保護者に対して、連盟の説明、規約、集める金についての、使途について、昨年度の会計報告、予算書、等を提示して、文書による、手続き、承諾書を提出してもらわなければならない。半田の高校の事務長は、そんな手間のかかることはできないといわれました。参考までに、その事務長は、授業料（連盟費分を上乗せして）として集めてもらった方がいいのではないかということ、云われました。連盟費が、生徒全員が納めなければならないお金なら、納入することが義務なら一理あるかと思われる。各学校が、集金及び、集金の説明責任を求められ、開示請求を求められる、等の対応から解放されるということでもある。
- ⑬ 最初の文書（資料 1）1 枚だけで生徒・保護者からお金を集めるのは、学校（学校長）、公的機関のやり方としては、その説明責任を果たしていないといわざるを得ないさらに。さらに、国府高校のように、誤った項目でお金を集めているということからすると、弁解のしようがないといえる。学校長の職務怠慢である。校長への指導処分の対象である。
- ⑭ 集金時において、生徒・保護者全員を集め、説明するという事はなかなかできないものであり、できたとしてもやはり、文書において承諾書等を学校長が、生徒・保護者から提出してもらうことは必要である。国府高校を含め、説明責任を果たしていないという段階で、学校長は生徒・保護者から、お金を集めるべきでないことは明らかである。説明等できないというなら集めることはできないということである。そのようなお金は、集めてはいけないということである。
- ⑮ そもそも、国府高校において、これまでも含め、誤った名目でお金を集めたということである。

その責任は重い。まずは、誤りを生徒・保護者に説明をするとともに集めたお金は生徒・保護者に返金をするということである。

各学校での、連盟費に関して、言い訳は、部活動（大会）だけでなく、それ以外で有益（生徒にとってということ）なことをしている。ということ云われた学校もあったが、現状は、生徒に説明といえる説明（規約、会則、予算書、決算書、加盟の承諾書、手続きもなく）もなくお金を集めてきたことに対する謝罪等の責任をまず果たすことが先決である。一律的に、生徒・保護者から、お金を集めるのではなく、公費等の対応ができないかを、考え、実行する義務・責任が学校長等にはあるといえる。対応ができない場合は、加盟しないか、県教育委員会、校長が負担することになる。

## 2 請求事項

- ⑯ 本年度、国府高校・学校長が、誤った名目で集めた、「愛知県高等学校体育連盟掛金」一人当たり、340円、及び、「愛知県高等学校文化連盟掛金」一人当たり200円を全生徒に返金させる事。および、誤った名目でお金を集めていたことについての謝罪を文書で行うこと。
- ⑰ 「愛知県高等学校連盟」費及び、「愛知県高等学校文化連盟」分担金に関しては、国府高校に支払い義務があるなら、県、もしくは県教育委員会が公費等または、国府高校・学校長が「生徒・保護者から集めることなく」支払うこと。
- ⑱ 各県立高校に請求され、両連盟に支払われた分担金（資料2、3、5、6）は、各学校長が「生徒・保護者から集めることなく」支払うか、公費負担とする等の手立てを、各校長、愛知県県教育委員会が、（もしくは県）行うこと。

## 3 添付資料

- 資料1 入学料・学校諸費について（国府高校作成）
- 資料3 分担金の納入について（依頼（愛知県高等学校文化連盟作成）
- 資料4 入学料などの納入について（名南工業高校作成）
- 資料5 愛知県高等学校体育連盟規約（愛知県高等学校体育連盟作成）
- 資料6 愛知県高等学校文化連盟規約（愛知県高等学校文化連盟作成）
- 資料7 29国体連第2号（国府高校 文書）
- 資料8 28高文連第48号（国府高校 文書）

## 入学料・学校諸費の納入について

※納入方法について、入学時(4月分)は現金徴収・7月以降はゆうちょ銀行の口座振替です。

## ゆうちょ銀行の口座振替について

1. ゆうちょ銀行(郵便局)に口座のない方は、口座の開設をお願いします。(生徒名義・保護者名義どちらでも結構です。)
2. 振替に必要な書類は入学式に配布します。
3. 振替は年4回(4月・7月・10月・1月)行いますが、入学時(4月分)は現金徴収となります。
4. 振替手数料として1回の振替につき10円ご負担下さい。
5. 現金納入を希望される方は事務室まで申し出て下さい。

入学料・学校諸費については下記のとおりです。

会 費 名	内 訳	1 年 生	備 考	
入 学 料		5,650		
P T A 会 費	(月額 450円)	1,350	3か月分	
エ ア コ ン 会 費	(月額 1,000円)	3,000	3か月分	
生 徒 会 費	(月額 650円)	1,950	3か月分	
教育振興費	部 活 動 後 援 会 費	1,820	部活動充実に要する消耗品等の購入。生徒の県外派遣に要する経費	
	道 路 指 導 費	1,940	進学・就職説明会資料、雑誌等進学指導に要する経費。進学・就職講演会	
	教 育 活 動 助 成 費	390	教育活動に要する補助的経費(体力テスト処理代含む)	
	生 活 指 導 費	570	生徒手帳、生徒氏名J&M印、個人写真、講話、生徒表彰に要する経費	
	学 習 指 導 費	790	生徒閲覧用新聞、雑誌等の購入・補充用プリントなどの学習指導に関する経費	
	健 診 費	770	保健衛生に要する経費	
	学 校 行 事 費	1,270	芸術鑑賞、文化講演会等学校行事に要する経費	
	刊 行 費	230	生徒発行誌「光風」、図書館情報資料発行に要する経費	
	国 際 交 流 後 援 会 費	10	国際交流事業実施に要する経費留学生受け入れに要する経費	
	予 備 費	10	払込手数料に要する経費他	
	小 計		7,800	ただし、4月は5,400円
	一 括 徴 収 金	日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 掛 金	1,650	
高 等 学 校 体 育 運 盟 掛 金		340		
高 等 学 校 文 化 運 盟 掛 金		200		
県 学 校 保 健 会 費		80		
バ ッ ケ ッ ト		330		
ス リ ッ パ		1,200		
野 外 活 動 費		20,300	フレッシューズセミナー・クラス経費	
貧 血 検 査 費		756		
新 入 生 テ ス ト		170	英語・数学・国語	
教 学 問 題 集		160		
非 常 時 置 蓄 食 料 等		420	非常食・水	
結 合 学 習 の 時 間 ファ イ ル	44			
小 計		25,650		
合 計		45,400		

※PTA会費は減免基準を満たしている方について、減免が認められています。希望される方は事務室まで申し出て下さい。

減免基準については、授業料等減免等基準一覧表を参照下さい。

(3/25)

加入校	加入校	加入校	(支店管轄者)	工賃	担当者
				西	伊藤 鈴木

事務室返却  
28高体連第2号  
平成28年4月1日

愛知県高等学校体育連盟  
関係加盟高等学校長 殿

資料 2

愛知県高等学校体育連盟  
会長 杉浦 慶一郎  
(公印省略)

平成28年度愛知県高等学校体育連盟学校分担金の納入について (依頼)

このことについて、下記により納入されるようお願いいたします。

記

1 学校分担金

- (1) 全日制課程 生徒1人 340円
- (2) 定時制・通信制課程 生徒1人 170円
- (3) 生徒数は平成28年4月20日現在の在籍生徒数による。(※休学者は含まない。)
- (4) 納入期限 平成28年5月13日(金)
- (5) 納入方法

ア 振込先

三菱東京UFJ銀行 愛知県庁出張所

普通預金№905460 愛知県高等学校体育連盟 会長 杉浦 慶一郎

【アイチケンコウトウガッコウタイイクレンメイ カイチョウ スギウラケイイチロウ】

イ 振込みと同時に別紙「学校分担金納入明細書」に振込受取書の写しを裏面に貼付し、ご送付ください。

ウ 併設校については、合わせた金額での振込も可能ですが、明細書については全日制・定時制・通信制をそれぞれ別葉にてお願いいたします。(この場合の写しは同じものを貼付してください)

2 書類送付場所

〒460-0007 名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館内  
愛知県高等学校体育連盟事務局

3 評議員の氏名をご記入ください。(高体連評議員会にご出席ください。)

【連絡先】

愛知県高等学校体育連盟

事務局 丹羽

TEL 052-251-8115

FAX 052-251-8169

E-mail kotairen@rbjb.ftbb.net



27高文連 第40号  
平成28年3月18日愛知県高等学校文化連盟加盟  
〔各高等学校長〕  
〔豊田工業高等専門学校長〕  
〔海陽中等教育学校長〕 殿愛知県高等学校文化連盟  
会長 笹尾 幸夫

## 平成28年度愛知県高等学校文化連盟学校分担金の納入について（依頼）

このことについて、愛知県高等学校文化連盟会計規定第1条に定める学校分担金（生徒負担金）を、下記により納入していただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 納入金額

全日制課程 生徒1名につき 200円

定時制課程・通信制課程 生徒1名につき 100円

## 2 生徒数

平成28年5月1日現在の在籍生徒数による

（休学者は除きます。また、5月2日以降の転入学者分の振込は不要です。）

## 3 納入期限

平成28年5月13日（金）

## 4 納入（振込）先

金融機関 三菱東京UFJ銀行愛知県庁出張所（店番191）

金融機関コード 0005

口座 普通 0022063

口座名義 愛知県高等学校文化連盟

※口座名義等に変更のある場合には後日連絡致します。←変更なし

## 5. その他

- (1) 振込と同時に別紙様式「学校分担金納入明細書」を事務局あて郵送してください。  
なお、別紙様式1は全日制課程用、様式2は定時制課程・通信制課程用です。また、学校分担金納入明細書には必ず振込日をご記入ください。
- (2) 金融機関の振込票（学校控）をもって領収書に代えさせていただきます。
- (3) その他ご不明の点は事務局までお問合せください。

## 2 入学料などの納入について

(1) 入学時の学校納入金については、「4月分として納入していただく金額」を、別途配布します「納入通知書兼領収書」に生徒氏名、組及び番号を記入のうえ、**現金**を添えて4月6日（木）入学式当日に、式の始まる前に体育館で納入してください。

4月分として納入していただく金額	機 械 科	電気科・情報技術科	化学工業科
	60,000円	60,000円	60,000円

(2) 4月分以降については、9月と1月の2回納入していただきます。

	機 械 科	電気科・情報技術科	化学工業科
9月分	18,850円	22,150円	21,850円
1月分	15,000円	15,000円	15,000円

(3) 納入方法は、郵便局の口座振替を予定しています。

### 平成29年度入学者の学校納入金一覧表

各科共通納入金の内訳						
納入金の項目	金額	納入金の項目	金額	納入金の項目	金額	
県立高校入学料	5,650	学校保健会負担金	80	国語課題帳代	350	
P T A 会費	4,800	高体連分担金	340	美術教材費	1,200	
空調設備運営費	7,200	高文連分担金	200	図書館ガイド	150	
生徒会費	6,600	生徒手帳代	143	校章・科章・ボタン1組	1,058	
教育振興費	4,800	芸術鑑賞費用	2,100	防災対策費	1,300	
修学旅行等積立金	40,000	進路指・導費	450	基礎学力診断テスト	3,760	
日本スポーツ振興センター掛金	1,650	個人写真代	600			
体力テスト分析処理費	237	生徒氏名ゴム印代	172	各科共通分①	82,840	
各科別納入金の内訳			納入金合計①+②			
納入金の項目	機械科	電気科・情報技術科	化学工業科	機械科	電気科・情報技術科	化学工業科
工業技術基礎材料代	850	206	5,800			
実習材料代		5,419				
標準問題集			1,000	93,850	97,150	96,850
計算技術検定試験代	600	600	600			
情報技術検定試験代	600	600	600			
リスニング英語検定試験代		900				
検定用写真代		100	100			
危険物(丙)受験料			2,700			
実習用保護眼鏡			500			
ファイル代等	260	305	310			
製図用具代	5,850					
製図用紙代	150					
校外学習費	2,500					
安全保護具代	200					
工具セット代		5,880				
標準テスト代		300				
危険物テキスト代			1,000			
安全靴			1,250			
安全靴袋			150			
科別分計②	11,010	14,310	14,010			

## 愛知県高等学校体育連盟規約

### 第1章 名称及び事務局

第1条 この連盟は、愛知県高等学校体育連盟という。

第2条 この連盟は、事務局を名古屋市中区新栄一丁目49番10号愛知県教育会館内に置く。

### 第2章 目 的

第3条 この連盟は、高等学校に係る体育・スポーツの振興を図ることを目的とする。

### 第3章 事 業

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高等学校に係る体育・スポーツ大会の開催
- (2) 高等学校に係る体育・スポーツ活動に関する調査研究及び講習会、研究大会の開催
- (3) 高等学校に係る体育・スポーツ活動の指導・普及発展に関する資料の整備及び提供
- (4) その他この連盟の目的達成に必要な事業

### 第4章 組 織

第5条 この連盟は、その目的・事業に賛同し、評議員会において認められた愛知県下の高等学校（以下「加盟校」という）をもって組織する。

第6条 この連盟に次の組織を置き、当該各号に定めるところにより組織する。

- (1) 支部 別に定める区域の全日制課程を設置する加盟校
- (2) 定時制・通信制課程部 定時制課程又は通信制課程を設置する加盟校
- (3) 専門部 競技別に区分した全日制課程を設置する加盟校
- (4) 定時制・通信制課程専門部 競技別に区分した定時制課程又は通信制課程を設置する加盟校
- (5) 総務部 すべての加盟校
- (6) 研究部 すべての加盟校

2. 前項各号の組織に関する事項は、別に定める。

第7条 この連盟は必要に応じて特別委員会を置くことができる。

### 第5章 役 員

第8条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 10人以内

- (3) 理事長 1人
- (4) 常任理事, 40人以内
- (5) 理事 130人以内
- (6) 評議員 300人以内
- (7) 監事 10人以内

第9条 会長は、評議員会において選任する。

- 2. 会長は、この連盟を代表し、この連盟の会務を統括する。

第10条 副会長は、評議員会において選出し、会長が委嘱する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第11条 理事長は、副会長のなかから会長が委嘱する。

- 2. 理事長は、会長の指示を受けてこの連盟の会務を処理する。

第12条 常任理事は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2. 常任理事は、常任理事会を組織し、この連盟の会務の執行について理事会に対し助言する。  
ただし、役員等の表彰に関する事項については、これを議決することができる。

第13条 理事は、次のもののなかから選出された者を評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

- (1) 加盟校の校長
- (2) 支部
- (3) 定時制・通信制課程部
- (4) 専門部
- (5) 定時制・通信制課程専門部
- (6) 総務部
- (7) 研究部

- 2. 会長は、次のもののなかから若干名の理事を委嘱することができる。

- (1) 愛知県教育委員会事務局職員
- (2) 名古屋市教育委員会事務局職員
- (3) 本連盟事務局職員

- 3. 理事は、理事会を組織し、この連盟の会務の執行について必要な事項を議決する。

第14条 評議員は、各加盟校から1名選任する。ただし、定時制課程又は通信制課程を併置する加

盟校にあつては別に1人、校舎にあつては各校舎から1人を選任する。

- 2. 評議員は評議員会を組織し、この連盟の重要事項を議決する。

第15条 監事は、評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

- 2. 監事は財務を監査する。

第16条 この連盟に顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

3. 顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応じる。

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第6章 会 議

第18条 この連盟の会議は、評議員会、理事会及び常任理事会とする。

第19条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事の代表をもって構成する。

第20条 会議は、会長が招集する。

第21条 評議員会の議長は、会長とする。

2. 理事会又は常任理事会の議長は、理事長とする。

第22条 会長は、必要に応じてその他の会議を招集することができる。

## 第7章 会 計

第23条 この連盟の経費は学校分担金、競技会分担金及びその他の収入をもって充てる。

第24条 学校分担金及び競技会分担金については別に定める。

第25条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第8章 事 務 局

第26条 この連盟の会務を処置するために事務局を設置し、必要な職員を置く。

2. 事務局に関する事項は、別に定める。

## 第9章 補 則

第27条 この規約は、評議員会において同意を得なければ改正することができない。

第28条 この規約の施行に関して必要な規定は、会長が定める。

## 附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

2. 平成13年4月1日から一部改正

3. 平成17年4月1日から一部改正

## 愛知県高等学校体育連盟学校分担金及び競技会分担金に関する細則

第1条 この細則は、愛知県高等学校体育連盟規約第7章会計第24条に基づき定める。

第2条 学校分担金は、次の通りとし、毎年5月末までに納入する。

- (1) 全日制課程は生徒1人年額340円に、5月1日現在の在籍数を乗じた額
- (2) 定時制・通信制課程は生徒1人年額170円に、5月1日現在の在籍数を乗じた額

第3条 競技会分担金は、次の通りとし、参加申込みと同時に納入する。

(1) 納入を要する大会

本連盟の主催する総合体育大会、定時制・通信制総合体育大会、新人体育大会の支部予選会と県大会、及びその他の大会

(2) 納入額

各種体育大会要項に基づく。

第4条 この細則の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

2. 平成3年4月1日から一部改正
3. 平成8年4月1日から一部改正
4. 平成16年4月1日から一部改正
5. 平成29年4月1日から一部改正

# 愛知県高等学校文化連盟規約

※2017年度  
(岡崎北  
校長)

# 愛知県高等学校文化連盟規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、愛知県高等学校文化連盟と称する。

### (事務局)

第2条 事務局は、原則として、理事会長の所属する学校に置き、事務局員若干名を置く。

### (目 的)

第3条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、愛知県内の高等学校及び特別支援学校高等部(以下「高等学校」という。)の文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

### (事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校の文化活動に関する調査・研究
- (2) 高等学校の文化に関する研修会、講習会及び鑑賞会
- (3) 高等学校の総合的文化行事
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

### (組 織)

第5条 本連盟は、愛知県内の高等学校をもって組織する。

## 第2章 機 関

### (機 関)

第6条 本連盟に、次の機関を置く。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| (1) 評 議 員 会 | (2) 理 事 会     |
| (3) 支 部 長 会 | (4) 事 業 部 会   |
| (5) 広 報 部 会 | (6) 専 門 部 長 会 |

### (機関の構成)

第7条 機関の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会は、本連盟に加盟している高等学校からの代表者をもって構成する。
- (2) 理事会は、理事をもって構成する。
- (3) 支部長会は、支部長をもって構成する。
- (4) 事業部会は、事業部長、事業部副部長、事務局、事業部担当理事(事業部補佐、演劇、放送、吹奏楽、当該年度展示部門担当理事)をもって構成する。
- (5) 広報部会は、広報部長、広報担当理事(広報部補佐)をもって構成する。
- (6) 専門部長会は、専門部長をもって構成する。

### (会 議)

第8条 各機関の会議は、会長が招集する。

- (1) 各機関の会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任状はこれを認める。
- (2) 議決は、出席者の過半数による。

## 第3章 機 構

### (機 構)

第9条 本連盟の業務を執行するため、支部及び専門部を置く。

- (1) 支部は、県内6地区に区分し、その機構は、別表1のとおりとする。
- (2) 専門部は、16部門とし、その機構は、別表2のとおりとする。
- (3) 本連盟の支部規程及び専門部規程は、別に定める。

## 第4章 役 員

### (役 員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- |              |          |               |         |
|--------------|----------|---------------|---------|
| (1) 会 長      | 1 名      | (2) 副 会 長     | 若干名     |
| (3) 評 議 員    | 各加盟校代表1名 | (4) 専 門 部 会 長 | 各1名(校長) |
| (5) 理 事 会 長  | 1 名      | (6) 事 業 部 長   | 1 名     |
| (7) 会 計 部 長  | 1 名      | (8) 広 報 部 長   | 1 名     |
| (9) 理 事      |          | (10) 支 部 長    | 各1名     |
| (11) 専 門 部 長 | 各1名      | (12) 監 事      | 2 名     |

第11条 支部に次の役員を置く。

- |         |     |          |    |
|---------|-----|----------|----|
| (1) 支部長 | 1名  | (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 幹事  | 若干名 | (4) 会計   | 2名 |

第12条 専門部に次の役員を置く。

- |            |    |          |     |
|------------|----|----------|-----|
| (1) 専門部会長  | 1名 | (2) 専門部長 | 1名  |
| (3) 専門部副部長 | 2名 | (4) 委員   | 若干名 |
| (5) 会計     | 2名 |          |     |

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。
- (4) 専門部会長は、それぞれの専門部会を代表し、その部会の業務を統轄する。
- (5) 理事会長は、理事会を統轄する。
- (6) 事業部長は、事業部を統轄し、本連盟の業務執行について理事会に助言する。
- (7) 会計部長は、会計業務全般を処理する。
- (8) 広報部長は、広報部を統轄し、広報活動を推進する。
- (9) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- (10) 支部長は、それぞれの支部を代表し、その支部の業務を統轄する。
- (11) 専門部長は、専門部会長を補佐し、それぞれの専門部の業務を処理する。
- (12) 監事は、会計を監査する。

(役員選出)

第14条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、評議員会において選出する。
- (2) 副会長は、評議員会において選出し、会長が委嘱する。
- (3) 専門部会長及び支部長並びに副支部長は、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- (4) 理事会長は、理事会において選出する。
- (5) 事業部長及び事業部担当理事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (6) 広報部長及び広報部担当理事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (7) 会計部長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (8) 理事は、次の者の中から選出された者を評議員会に推薦し、会長が委嘱する。

ア 加盟校長	若干名	イ 支部	各1名
ウ 専門部	各1名	ウ その他	若干名
- (9) 専門部長及び専門部副部長は、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- (10) 監事は、評議員会において選出する。

2 役員重任は妨げない。

(役員任期)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、必要により補充することがある。ただし、補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 計

(経費)

第16条 本連盟の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計経理)

第18条 本連盟の会計は、別に定める愛知県高等学校文化連盟会計規程による。

## 附 則

- 1 この規約は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。
- 2 この規約に必要な規程は、会長が定める。
- 3 この規約は、昭和60年12月25日から施行する。
- 4 平成14年5月31日 一部改正
- 5 平成16年6月2日 一部改正

校長	教頭	事務長 (文書管理)	主査	文書管理 担当者
				

29 高体連第2号  
平成29年4月3日

愛知県高等学校体育連盟  
関係加盟高等学校長 様

愛知県高等学校体育連盟  
会長代行 藤嶋 典弘  
(公印省略)

平成29年度愛知県高等学校体育連盟学校分担金の納入について (依頼)

このことについて、下記により納入されるようお願いいたします。

資料  
(4枚)

記

1 学校分担金

- (1) 全日制課程 生徒1人 340円
- (2) 定時制・通信制課程 生徒1人 170円
- (3) 生徒数は平成29年5月1日現在の在籍生徒数による。(※休学者は含まない。)
- (4) 納入期限 平成29年5月31日(水)
- (5) 納入方法

ア 振込先

三菱東京UFJ銀行 愛知県庁出張所  
普通預金No.905460 愛知県高等学校体育連盟 会長 杉浦 慶一郎  
【アイチケンコウトウガッコウタイイクレンメイ カイチョウ スギウラケイイチ  
ロウ】

イ 振込みと同時に別紙「学校分担金納入明細書」に振込受取書の写しを裏面に貼付し、ご送付ください。

ウ 併設校については、合わせた金額での振込も可能ですが、明細書については全日制・定時制・通信制をそれぞれ別葉にてお願いします。(この場合の写しは同じものを貼付してください)

※納入期限(5月31日)以降、会長の交代に伴う口座名義変更をいたします。  
事情により遅れる場合は、納入期限までにご連絡下さい。

2 書類送付場所

〒460-0007 名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館3階  
愛知県高等学校体育連盟事務局

3 評議員の氏名をご記入ください。(高体連評議員会にご出席ください。)



【連絡先】

愛知県高等学校体育連盟 (担当: 入野)  
TEL 052-251-8115 FAX 052-251-8169  
E-mail kotairen@rbjb.ftbb.net

支 出 伺 書							No. _____
							平成 29 年 5 月 16 日
執行機関	校長	教頭	教頭		事務長	主査	担当者
							
下記のとおり支出してよろしいか。							
金 額		324,220円					
内 容 平成29年度愛知県高等学校体育連盟学校分担金 340円 × 952名 = 323,680円 振込手数料 540円							
平成 29 年度	会 計 名	一括徴収金		科 目			
支 出 先	愛知県高等学校体育連盟				添付書類	枚	

支 出 金 調 書							No. _____	
							平成 29 年 5 月 16 日	
執行機関	校長	事務長	主査		担当者	出納機関	事務長	担当者
								
本書のとおり支出命令をしてよろしいか。						本書のとおり支払をしてよろしいか。		
金額 324,220円						支払年月日		
						平成 29 年 5 月 17 日		
支払方法等		現金払		支払確認				
								資金前渡等
上記の金額を領収しました。								
平成 年 月 日								
収入印紙		住所 氏名				印		
愛知県立国府高等学校 PTA会計責任者 殿								

備考 振込金受取書又は領収書等の支払証拠書は裏に貼付する。





# 学校分担金納入明細書

金 323,680円也

全日制 (1人340円)	男子	439名	149,260円
	女子	513名	174,420円
小計		952名	323,680円
夜間定時制 (1人170円)	男子	名	円
	女子	名	円
小計		名	円
昼間定時制 (1人170円)	男子	名	円
	女子	名	円
小計		名	円
通信制 (1人170円)	男子	名	円
	女子	名	円
小計		名	円
合計		名	323,680円

上記のとおり納入します。

平成29年 5月17日

学校名 愛知県立国府高等学校

学校長氏名 恩田 やす恵



愛知県高等学校体育連盟会長殿

貴校の高体連評議員氏名をご記入ください。

評議員氏名 佐野 浩史

※全日制・定時制・通信制はそれぞれ別葉で提出してください。

※振込受付書の写しをこの用紙の裏に貼付して提出してください。✓



28高文連第48号  
平成29年3月10日

愛知県高等学校文化連盟加盟

〔各高等学校長〕  
〔豊田工業高等専門学校長〕 殿  
〔海陽中等教育学校長〕

資

料9  
枚4枚

愛知県高等学校文化連盟  
会長 竹下裕隆

平成29年度愛知県高等学校文化連盟学校分担金の納入について（依頼）

このことについて、愛知県高等学校文化連盟会計規定第1条に定める学校分担金（生徒負担金）を、下記により納入していただきますようお願いいたします。

記

1 納入金額

全日制課程 生徒1名につき 200円  
定時制課程・通信制課程 生徒1名につき 100円

2 生徒数

平成29年5月1日現在の在籍生徒数による  
（休学者は除きます。また、5月2日以降の転入学者分の振込は不要です。）

3 納入期限

平成29年5月12日（金）

4 納入（振込）先

金融機関 三菱東京UFJ銀行愛知県庁出張所（店番191）  
金融機関コード 0005  
口座 普通 0022063  
口座名義 愛知県高等学校文化連盟 事務局長 森崎忠彦（もりさきただひこ）

5 その他

- (1) 振込と同時に別紙様式「学校分担金納入明細書」を事務局あて郵送してください。様式1は全日制課程用、様式2は定時制課程・通信制課程用です。また、学校分担金納入明細書には必ず振込日をご記入ください。なお、様式1及び2のエクセルファイルは、下記公式HPからダウンロードできます。
- (2) 金融機関の振込票（学校控）をもって領収書に代えさせていただきます。
- (3) 前年度の加盟状況は下記公式HPの「愛知県高文連について」で確認できます。
- (4) 未加盟の課程で新規加入をしていただける場合は、上記(3)から「加入申請書」をダウンロードしてください。
- (5) その他ご不明の点は事務局までお問合せください。

愛知県高等学校文化連盟  
《事務局》

〒460-0001

名古屋市中区三の丸3-2-1

県東大手庁舎2階 [担当：森崎・若月]

TEL・FAX (052) 953-5188

公式HP <http://www.aikoubun.com/>

E-mail [aikoubun@aroma.ocn.ne.jp](mailto:aikoubun@aroma.ocn.ne.jp)

愛知県立  
国府高等学校

29.3.11

第 号

支 出 伺 書							No. _____
							平成 29 年 5 月 2 日
執行機関	校長	教頭	教頭		事務長	主査	担当者
							
下記のとおり支出してよろしいか。							
金 額		190,400円					
内 容 平成29年度愛知県高等学校文化連盟学校分担金 200円 × 952人 = 190,400円							
平成 29 年度	会 計 名	一括徴収金		科 目			
支 出 先	愛知県高等学校文化連盟					添 付 書 類	枚

支 出 金 調 書							No. _____	
							平成 29 年 5 月 2 日	
執行機関	校長	事務長	主査		担当者	出納機関	事務長	担当者
								
本書のとおり支出命令をしてよろしいか。						本書のとおり支払をしてよろしいか。		
金 額		190,400 円					支 払 年 月 日	
							平 成 29 年 5 月 2 日	
						支払方法等	現金払 <u>口座振替</u> 資金前渡等	支払確認 
上記の金額を領収しました。								
平成 年 月 日								
収 入 印 紙					住所 氏名		印	
愛知県立国府高等学校 PTA会計責任者 殿								

備考 振込金受取書又は領収書等の支払証拠書は裏に貼付する。

お振込日 (年) 29 年 05 月 08 日

預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

お振込先	フリガナ ミツビシトウキョウユーエフジエイ				フリガナ アイケンチョウノムツナヨウシヨ				
	三菱東京UFJ銀行				愛知県庁出張所 支店出張所				
お受取人	預金科目	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他	<input type="checkbox"/> 口座番号	0022063		金額	金額の先頭にはマークをご記入ください。		
	おなまえ	カタカナ	アイケンコウトウカ、コウフ、 ンカレンメイシムキョクキョ			現金			
		受取人漢字	愛知県高等学校文化連盟 事務局長 森崎忠彦 様			小切手			
ご依頼人	おなまえ	カタカナ	アイケンリツコウコウトウカ コウ			手数料	1.都度 2.一括 3.未収 4.受取人員印		
		依頼人漢字	愛知県立国府高等学校 様			現金振替(当座・普通・貯蓄)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	ご連絡先電話番号	(0533) 57-3141 (日中に連絡が可能なお電話番号をご記入ください)			振込手数料(両替振込)	当行宛(円) 3万円以上 540 3万円未満 324			

※注意事項  
 ・この振込受付書はお手許に保管ください。  
 ・お振り込みの訂正や相戻しには、別途所定の手続・手数料が必要です。

手数料自動引落しのご契約があるお客さまのみご記入ください。(店番/科目(当座 00, 当座 01)/口座番号) 非居住者



(案)

様式 1  
《全日制課程用》

納入期限 平成29年 5月12日 (金)

学校分担金納入明細書

金 190,400 円也
銀行振込日 平成29年 5月 8日

但し、生徒1人当たり200円

\*生徒数内訳 (平成29年 5月 1日現在)

学 年	1 年 生	2 年 生	3 年 生	合 計
人 数	315 名	319 名	318 名	952 名

平成29年 5月 日

愛知県高等学校文化連盟会長殿

上記のとおり納入いたします。

(学校名)

(校長名)

愛知県立国府高等学校長  
恩 田 や す 恵

公 印